

議案第100号

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成28年11月29日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、児童福祉法の規定に基づき、国が定める家庭的
保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、小規模
保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における職員配置につい
ての特例を設けるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年北名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4条を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことがで

きる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上置かなければならない。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。